明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**三八）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**二一七）　一
○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のアルバニア共和国による廃棄に関する件（**外務**二四三）　二
○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のヨルダン・ハシェミット王国による廃棄に関する件（**同**二四四）　三
○関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等の日本国による廃棄に関する件（**同**二四五）　三
○気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二四六）　三
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**二一二）　三
○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件の一部を改正する件（**同**二一三）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**七一九～七二七）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**七二八、七二九）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**七三〇）　四
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称を変更した件（**東海北陸厚生局**一）　五
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**一一一）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**関東地方整備局**二五二、二五三）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（**同**二五四）　五
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う区域を変更した件（**同**二五五）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（**同**二五六、二五七）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**二五八）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**五四、五五）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**北海道開発局**七七）　八

〔国会事項〕

諸事項　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔褒　賞〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔公　告〕

官庁
財団、製造たばこ小売定価、建設業の営業の停止命令関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇

省　令

○農林水産省令第三十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一ｄ－クロプロステノールを有効成分とする注射剤の項中「又は食用に供するために搾乳する前12時間」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十二年十一月十一日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するｄ－クロプロステノールを有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

告　示

○法務省告示第二百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年五月十一日

法務大臣　千葉　景子

住所　大阪市城東区今福東３丁目１番25―1005号
金成海　昭和39年９月17日生

住所　東京都世田谷区北烏山８丁目24番20号
徐宴晶　昭和37年８月１日生

劉勇良　昭和60年６月18日生

劉馨文　昭和63年７月31日生

住所　神戸市長田区大日丘町１丁目12番24号
金未子　昭和22年６月20日生

住所　神戸市長田区花山町２丁目４番11号
朴利紗　昭和45年３月19日生

住所　神戸市長田区檜川町２丁目５番６号
朴義臣　昭和48年10月11日生